

浜岡原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請書
補足説明資料

(保安規定審査基準の要求事項に対する
保安規定変更内容の説明)

令和4年5月11日
中部電力株式会社

<保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明>

本資料の構成は、次のとおり。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

今回の浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」という。）の変更認可申請の内容は、令和4年7月1日付け浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更であり、発電所の保安に関する組織及び保安に関する職務が変更となることから、運転段階の発電用原子炉施設編である保安規定第1編及び廃止措置段階の発電用原子炉施設編である保安規定第2編の関連条文を変更する。

このため、本資料では、実用炉規則第92条第1項及び発電用原子炉施設保安規定の審査基準（H25.6.19制定，R元.12.25最終改正／R2.4.1施行）（以下、「保安規定審査基準（運転）」という。）で要求される事項については、既認可の保安規定第1編において、どの条項で対応しているかを整理し、また、実用炉規則第92条第3項及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準

（H25.11.27制定，R元.12.25最終改正／R2.4.1施行）（以下、「保安規定審査基準（廃止措置）」という。）で要求される事項については、既認可の保安規定第2編において、どの条項で対応しているかを整理している。

今回の保安規定の変更認可申請において、保安規定審査基準（運転）又は保安規定審査基準（廃止措置）（以下、「保安規定審査基準」という。）に適合する変更内容であることを説明するため、保安規定審査基準が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては、変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として網掛け表示を行う。なお、浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更等のみの場合は、変更有無欄に「有※」を記載し、その旨を注記する。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項の「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理」において、「主要な変更対象の項目」として抽出された項目について、保安規定審査基準（運転）の要求事項と保安規定第1編の記載内容の対比、及び保安規定審査基準（廃止措置）の要求事項と保安規定第2編の記載内容の対比を行い、保安規定審査基準の要求事項に適合する変更内容であること、又は保安規定審査基準の要求事項に抵触しない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄で説明する。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準（運転）と保安規定第1編における保安規定審査基準（運転）の要求事項に対して直接的に該当する内容の変更有無を示す。

■：主要な変更対象の項目

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準（運転）		保安規定第1編		変更有無	
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	—	
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	—	
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—	
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—	
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—	
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—	
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	—	
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	有 有	
実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第8条	発電用原子炉主任技術者の選任	—	
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条 第4条 第6条 第7条 第8条 第9条	品質マネジメントシステム計画 保安に関する組織 原子力発電保安審議会 原子力発電所保安運営審議会 発電用原子炉主任技術者の選任 発電用原子炉主任技術者の職務等	— — — — — —	
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第8条	発電用原子炉主任技術者の選任	—	
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条 第4条 第7条 第8条の2 第9条の2	品質マネジメントシステム計画 保安に関する組織 原子力発電所保安運営審議会 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	— — — — —	
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第9条の3	主任技術者の情報共有	—	
	実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第117条	所員への保安教育	有※
			第118条	請負会社従業員への保安教育	有※

※：浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更等のみ（次頁以降も同じ。）。

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準（運転）		保安規定第1編		変更有無
実用炉規則第92条第1項第7号【保安教育】	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第117条	所員への保安教育	有※
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第118条	請負会社従業員への保安教育	有※
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第117条	所員への保安教育	有※
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第118条	請負会社従業員への保安教育	有※
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第117条	所員への保安教育	有※
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第12条	原子炉の運転員の確保	—
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第14条	手順書の作成	有※
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第15条	引継及び通知	有※
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第12条の2	運転管理業務	有※
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第16条	原子炉起動前の確認事項	—
		第17条	地震又は火災等発生時の対応	有※
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第18条	水質管理	有※
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation. 以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time. 以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第19条	停止余裕	—
		第20条	反応度監視	—
		第21条	制御棒の動作確認（3号炉及び4号炉）	—
		第21条の2	制御棒の動作確認（5号炉）	有※
		第22条	制御棒のスクラム機能	有※
		第23条	制御棒の操作	—
		第24条	ほう酸水注入系	有※
		第25条	原子炉熱的制限値	—
		第26条	原子炉熱出力及び炉心流量	—
		第27条	計測及び制御設備（3号炉及び4号炉）	有※
		第27条の2	計測及び制御設備（5号炉）	有※
		第28条	原子炉冷却材再循環ポンプ（3号炉及び4号炉）	—
		第28条の2	原子炉冷却材再循環ポンプ（5号炉）	—
		第29条	ジェットポンプ（3号炉及び4号炉）	—
		第30条	主蒸気逃がし安全弁	有※
		第31条	原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	有※
		第32条	非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力監視	有※
		第33条	原子炉冷却材中のよう素131濃度	有※
		第34条	原子炉停止時冷却系その1	—
		第35条	原子炉停止時冷却系その2	—
		第36条	原子炉停止時冷却系その3	—
		第37条	原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率	有※
		第38条	原子炉圧力	—
		第39条	非常用炉心冷却系その1（3号炉及び4号炉）	有※
		第39条の2	非常用炉心冷却系その1（5号炉）	有※
		第40条	非常用炉心冷却系その2	—
		第41条	原子炉隔離冷却系（3号炉及び4号炉）	有※
		第42条	主蒸気隔離弁	有※
		第43条	原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁	有※
		第44条	サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	有※
		第45条	サブプレッションプールの平均水温	—
		第46条	サブプレッションプールの水位	—
		第47条	可燃性ガス濃度制御系	有※
		第48条	原子炉格納容器内の酸素濃度	—
		第49条	原子炉建屋原子炉室	有※
		第50条	原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁	有※
第51条		非常用ガス処理系	有※	
第52条	原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系	有※		
第53条	高圧炉心スプレー機器冷却水系及び高圧炉心スプレー機器冷却海水系（3号炉及び4号炉）	有※		

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準（運転）		保安規定第1編		変更有無
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】 7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation. 以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time. 以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。 8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。 9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。 10. LCOに係る記録の作成について定められていること。 11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。 12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価（PRA: Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第54条	使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温	—	
	第55条	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉ウエル水位	—	
	第56条	中央制御室非常用循環系	有※	
	第57条	外部電源その1	—	
	第58条	外部電源その2	—	
	第59条	非常用ディーゼル発電機その1	有※	
	第60条	非常用ディーゼル発電機その2	—	
	第61条	非常用ディーゼル発電機燃料油等	—	
	第62条	直流電源その1	有※	
	第63条	直流電源その2	—	
	第64条	所内電源系統その1	—	
	第65条	所内電源系統その2	—	
	第66条	原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き	—	
	第67条	単一制御棒駆動機構の取り外し	—	
	第68条	複数の制御棒引き抜き時の確認	—	
	第69条	原子炉の昇温時の確認	—	
	第70条	原子炉モードスイッチの切替時の確認	—	
	—	[特定重大事故等対処施設を構成する設備については、現時点で保安規定に記載なし（新規基準対応のための補正後、審査を受ける予定）]		—
	第71条	運転上の制限の確認	—	
	第72条	運転上の制限を満足しない場合	—	
第74条	運転上の制限に関する記録	—		
第17条の2	電源機能等喪失時の体制の整備	—		
第75条	異常発生時の基本的な対応	有※		
第76条	異常時の措置	—		
第77条	異常収束後の措置	—		
添付-1	原子炉がスクラムした場合の手順（第76条関連）	—		
第73条	予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	—		
第11条	構成及び定義	—		
第13条	巡視点検	有※		
実用炉規則第92条第1項第8号二 【発電用原子炉の運転期間】	第11条の2	原子炉の運転期間	—	
1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第81条	燃料の取替実施計画	—	
2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	—	[手続に関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—	
3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号二に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	—	[手続に関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—	
4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	—	[手続に関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—	

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準（運転）		保安規定第1編		変更有無
実用炉規則第92条第1項第8号二【発電用原子炉の運転期間】	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—
実用炉規則第92条第1項第8号ホ【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電保安審議会	—
		第7条	原子力発電所保安運営審議会	—
実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第91条	管理区域の設定及び解除	—
		添付-2	管理区域図（第91条及び第92条関連）	—
		第92条	管理区域内における区域区分	—
		添付-2	管理区域図（第91条及び第92条関連）	—
		第93条	管理区域内における特別措置	—
		第94条	管理区域への出入管理	—
		第94条	管理区域への出入管理	—
		第95条	管理区域出入者の遵守事項	—
		第101条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第102条	発電所外への運搬	—
		第105条	保全区域	—
		添付-3	保全区域図（第105条関連）	—
		第96条	周辺監視区域	—
第103条	請負会社の放射線防護	—		
第104条	頻度の定義	—		
実用炉規則第92条第1項第10号【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第87条	放射性液体廃棄物の管理	有※
		第88条	放射性気体廃棄物の管理	有※
		第89条	放出管理用計測器の管理	有※
		—	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	—
実用炉規則第92条第1項第11号【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第97条	放射線業務従事者の線量管理等	—
		第100条	放射線計測器類の管理	有※
	2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	—
		第90条の2	放射線管理に係る基本方針	—
		第97条	放射線業務従事者の線量管理等	—
	3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第98条	床、壁等の除染	有※
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第99条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第101条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に含まれるものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第101条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第102条	発電所外への運搬	—
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第86条の2の2	放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理	—	

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準（運転）		保安規定第1編		変更有無	
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量，線量当量，汚染の除去等】	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第86条の3	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—	
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上，必要な措置が定められていること。	第91条	管理区域の設定及び解除	—	
		第92条	管理区域内における区域区分	—	
		第95条	管理区域出入者の遵守事項	—	
		第98条	床，壁等の除染	有※	
第101条	管理区域外等への搬出及び運搬	—	—		
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類，所管箇所，数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第87条	放射性液体廃棄物の管理	有※	
		第88条	放射性気体廃棄物の管理	有※	
		第89条	放出管理用計測器の管理	有※	
		第97条	放射線業務従事者の線量管理等	—	
		第99条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—	
		第100条	放射線計測器類の管理	有※	
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については，施設全体の管理方法の一部等として，第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	[1.の記載箇所についての説明であり，保安規定には記載なし]		—
実用炉規則第92条第1項第13号 【核燃料物質の受払い，運搬，貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して，臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること，貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第78条	新燃料の運搬	—	
		第79条	新燃料の貯蔵	—	
		第84条	使用済燃料の貯蔵	—	
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお，この事項は，第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第85条	使用済燃料の運搬	有※	—
		第78条	新燃料の運搬	—	—
	3. 燃料取替に際して，炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお，発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が，取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第81条	燃料の取替実施計画	—	—
		第82条	燃料移動手順	—	—
第83条		燃料移動	—	—	
第85条		使用済燃料の運搬	有※	—	
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し，放射線安全確保のための措置が定められていること。	第86条	放射性固体廃棄物の管理	有※	
	2. 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第86条	放射性固体廃棄物の管理	有※	
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお，この事項は，第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第86条	放射性固体廃棄物の管理	有※	
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所，放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第87条	放射性液体廃棄物の管理	有※	
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所，放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第88条	放射性気体廃棄物の管理	有※	
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画，実施，評価等）について定められていること。	第99条の2	平常時の環境放射線モニタリング	—	—
		7. ALARAの精神にのっとり，排気，排水等を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	—
	第85条の2		放射性廃棄物管理に係る基本方針	—	—
	第87条		放射性液体廃棄物の管理	有※	—
	第88条		放射性気体廃棄物の管理	有※	—
	第86条の2		放射性固体廃棄物の識別管理	—	—
実用炉規則第92条第1項第15号 【非常の場合に講ずべき処置】	1. 緊急時に備え，平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第107条	原子力防災組織	—	
		第108条	原子力防災組織の要員	—	
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第109条	原子力防災資機材等	—	—
		第109条	原子力防災資機材等	—	—
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い，関係機関に通報することが定められていること。	第110条	通報経路	—	—
第112条		通報	—	—	
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は，原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第107条	原子力防災組織	—	—	
	5. 緊急事態が発生した場合は，緊急時体制を発令し，応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第113条	緊急体制の発令	—	—
		第114条	応急措置	—	—
第115条	緊急時における活動	—	—		

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準（運転）		保安規定第1編		変更有無
実用炉規則第92条第1項第15号 【非常の場合に講ずべき処置】	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第108条の2	緊急作業従事者の選定	—
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第115条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第116条	緊急体制の解除	—
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第111条	緊急時演習	—
実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	—	[以下参照]	—
	(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	第17条	地震又は火災等発生時の対応	有※
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第17条	地震又は火災等発生時の対応	有※
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	—	[新規制基準に係る保安規定審査基準の要求事項であり、現時点で保安規定に記載なし（新規制基準対応のための補正申請後、審査を受ける予定）]	—
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	—	[新規制基準に係る保安規定審査基準の要求事項であり、現時点で保安規定に記載なし（新規制基準対応のための補正申請後、審査を受ける予定）]	—
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。	—	[新規制基準に係る保安規定審査基準の要求事項であり、現時点で保安規定に記載なし（新規制基準対応のための補正申請後、審査を受ける予定）]	—
	(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	—	[以下参照]	—

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準（運転）		保安規定第1編		変更有無
実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。	—	[新規制基準に係る保安規定審査基準の要求事項であり、現時点で保安規定に記載なし（新規制基準対応のための補正申請後、審査を受ける予定）]	—
	ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。	—	[新規制基準に係る保安規定審査基準の要求事項であり、現時点で保安規定に記載なし（新規制基準対応のための補正申請後、審査を受ける予定）]	—
	(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	[(1)と同じ]	[(1)と同じ]	—
	(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第17条	地震又は火災等発生時の対応	有※
	(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	[(1)と同じ]	[(1)と同じ]	—
	2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとられず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	—	[新規制基準に係る保安規定審査基準の要求事項であり、現時点で保安規定に記載なし（新規制基準対応のための補正申請後、審査を受ける予定）]	—
実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第3条 第119条	品質マネジメントシステム計画 記録	— —
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第119条	記録	—
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第9条 第120条	発電用原子炉主任技術者の職務等 報告	— 有※
	4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第120条	報告	有※
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第120条	報告	有※
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第13条	巡視点検	有※
		第106条	施設管理計画	—
		第106条の2	設計管理	—
		第106条の3	作業管理	—
		第106条の4	使用前事業者検査の実施	—
	第106条の5	定期事業者検査の実施	—	
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。	第106条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	—
3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	添付-4	長期施設管理方針（第106条の6関連）	—	

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準（運転）		保安規定第1編		変更有無
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	—	[手続きに関する事項であり保安規定には記載なし]	—
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	添付-4	長期施設管理方針（第106条の6関連）	—
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第106条の4	使用前事業者検査の実施	—
		第106条の5	定期事業者検査の実施	—
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第80条	燃料の検査	—	
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第106条	施設管理計画	—
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	—
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的	—
		第1条	目的	—

下表において、実用炉規則第92条第3項及び保安規定審査基準（廃止措置）と保安規定第2編における保安規定審査基準（廃止措置）の要求事項に対して直接的に該当する内容の変更有無を示す。

：主要な変更対象の項目

実用炉規則第92条第3項及び保安規定審査基準（廃止措置）		保安規定第2編		変更有無
(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 【実用炉規則第92条第3項第1号】	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	—
	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	—
		第5条	保安に関する職務	—
(2) 品質マネジメントシステム 【実用炉規則第92条第3項第2号】	1) 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号—2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	—
	2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム 【実用炉規則第92条第3項第3号】	前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織 【実用炉規則第92条第3項第4号】	1) 本店（本部）及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	有
		第5条	保安に関する職務	有
	2) 廃止措置主任者の選任に関すること。 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第4条	保安に関する組織	—
		第6条	原子力発電保安審議会	—
		第7条	原子力発電所保安運営審議会	—
		第8条	廃止措置主任者の選任	—
		第9条	廃止措置主任者の職務等	—
		i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。	第4条	保安に関する組織
	第8条		廃止措置主任者の選任	—
	ii. 廃止措置主任者の職務に関すること。 a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。	第6条	原子力発電保安審議会	—
		第7条	原子力発電所保安運営審議会	—
		第9条	廃止措置主任者の職務等	—
		第9条	廃止措置主任者の職務等	—
iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。	第9条	廃止措置主任者の職務等	—	

実用炉規則第92条第3項及び保安規定審査基準（廃止措置）		保安規定第2編		変更有無				
(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織 【実用炉規則第92条第3項第4号】	iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。	—	[廃止措置主任者を補佐する組織は設置していないため保安規定に記載なし]	—				
	v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。 表1 廃止措置主任者の選任要件	第8条	廃止措置主任者の選任	—				
	<table border="1"> <tr> <td>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合</td> <td>以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</td> </tr> <tr> <td>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合</td> <td>以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射線同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</td> </tr> </table>	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射線同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者			
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者							
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射線同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者							
(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育 【実用炉規則第92条第3項第5号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第73条	所員への保安教育	有※				
	1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第74条	請負会社従業員への保安教育	有※				
	2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第73条	所員への保安教育	有※				
		第74条	請負会社従業員への保安教育	有※				
	3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第73条	所員への保安教育	有※				
		第74条	請負会社従業員への保安教育	有※				
4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第74条	請負会社従業員への保安教育	有※					
5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第73条	所員への保安教育	有※					
		第74条	請負会社従業員への保安教育	有※				
(6) 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置 【実用炉規則第92条第3項第6号】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には	第10条	発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—				
	1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	—	「浜岡1，2号炉には核燃料物質が存在しないため、保安規定に記載なし」	—				
	2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。	—	「浜岡1，2号炉には核燃料物質が存在しないため、保安規定に記載なし」	—				
3) 核燃料物質の譲渡先が明確になっていること。 等が明確になっていること。	—	—	—	—				
(7) 発電用原子炉施設の運転の安全審査 【実用炉規則第92条第3項第7号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第6条	原子力発電保安審議会	—				
	1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第7条	原子力発電所保安運営審議会	—				
(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限 【実用炉規則第92条第3項第8号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第46条	管理区域の設定及び解除	—				
	1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	添付-2	管理区域図（第46条及び第47条関連）	—				
	2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第47条	管理区域内における区域区分	—				
		添付-2	管理区域図（第46条及び第47条関連）	—				
3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第48条	管理区域内における特別措置	—					
4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第49条	管理区域への出入管理	—					

実用炉規則第92条第3項及び保安規定審査基準（廃止措置）		保安規定第2編		変更有無
(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限 【実用炉規則第92条第3項第8号】	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第49条	管理区域への出入管理	—
	6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第50条	管理区域出入者の遵守事項	—
	7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第56条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第57条	発電所外への運搬	—
	8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	—	「浜岡1, 2号炉には核燃料物質が存在しないため、保安規定に記載なし」	—
	9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第51条	周辺監視区域	—
10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第58条	請負会社の放射線防護	—	
(9) 排気監視設備及び排水監視設備 【実用炉規則第92条第3項第9号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第59条	頻度の定義	—
		第42条	放射性液体廃棄物の管理	有※
		第43条	放射性気体廃棄物の管理	有※
		第44条	放出管理用計測器の管理	有※
(10) 線量、線量当量、汚染の除去等 【実用炉規則第92条第3項第10号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。 2) 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。 3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。 4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。 5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。 6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。 9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第52条	放射線業務従事者の線量管理等	—
		第55条	放射線計測器類の管理	有※
		第2条	基本方針	—
		第45条の2	放射線管理に係る基本方針	—
		第52条	放射線業務従事者の線量管理等	—
		第56条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第53条	床、壁等の除染	—
		第54条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
		第56条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第57条	発電所外への運搬	—
		第41条の3	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第41条の2の2	放射線濃度確認対象物の管理	—
		(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 【実用炉規則第92条第3項第11号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。 2) 放射線測定器の機能の維持の方法等については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第42条
第43条	放射性気体廃棄物の管理			有※
第44条	放出管理用計測器の管理			有※
第52条	放射線業務従事者の線量管理等			—
第54条	外部放射線に係る線量当量率等の測定			—
第55条	放射線計測器類の管理			有※
—	[1. の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]			—

実用炉規則第92条第3項及び保安規定審査基準（廃止措置）		保安規定第2編		変更有無	
(12)核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い 【実用炉規則第92条第3項第12号】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関する事 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	[浜岡1, 2号炉には核燃料物質が存在しないため、保安規定に記載なし]	—	
	(13)放射性廃棄物の廃棄 【実用炉規則第92条第3項第13号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 6) 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第43条 第42条 第54条の2 第2条 第39条 第42条 第43条 第40条 第40条 第40条の2 第40条 第45条	放射性気体廃棄物の管理 放射性液体廃棄物の管理 平常時の環境放射線モニタリング 基本方針 放射性廃棄物管理に係る基本方針 放射性液体廃棄物の管理 放射性気体廃棄物の管理 放射性固体廃棄物の管理 放射性固体廃棄物の管理 輸入廃棄物の確認 放射性固体廃棄物の管理 頻度の定義	有※ 有※ — — — 有※ 有※ 有※ 有※ — 有※ —
(14)非常の場合に講ずべき処置 【実用炉規則第92条第3項第14号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 i. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。 8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。 9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第63条 第64条 第65条 第65条 第66条 第68条 第63条 第69条 第70条 第71条 第64条の2 第71条の2 第72条 第67条	原子力防災組織 原子力防災組織の要員 原子力防災資機材等 原子力防災資機材等 通報経路 通報 原子力防災組織 緊急体制の発令 応急措置 緊急時における活動 緊急作業従事者の選定 緊急作業従事者の線量管理等 緊急体制の解除 緊急時演習	— — — — — — — — — — — — — —	
	(15)設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置 【実用炉規則第92条第3項第15号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあつては、口に掲げる事象を除く。）を含めること。	— 第23条	[以下参照] 地震又は火災等発生時の対応	— —

実用炉規則第92条第3項及び保安規定審査基準（廃止措置）		保安規定第2編		変更有無	
(15) 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置 【実用炉規則第92条第3項第15号】	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する事。	第23条	地震又は火災等発生時の対応	—	
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関する事。	—	[新規制基準に係る保安規定審査基準の要求事項であり、現時点で保安規定に記載なし（第1編の新規制基準対応のための補正申請に合せて申請後、審査を受ける予定）]	—	
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関する事。	—	[浜岡1, 2号炉には核燃料物質が存在しないため、保安規定に記載なし] 浜岡1, 2号炉の使用済燃料貯蔵設備には燃料体を貯蔵していないため、重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関する規定は不要。	—	
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ①大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事。 ②大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。 ③大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関する事。	—	[新規制基準に係る保安規定審査基準の要求事項であり、現時点で保安規定に記載なし（第1編の新規制基準対応のための補正申請に合せて申請後、審査を受ける予定）]	—	
	ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。	[(i)に同じ]	[(i)に同じ]	—	
	iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第23条	地震又は火災等発生時の対応	—	
iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	[(i)に同じ]	[(i)に同じ]	—		
(16) 発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告 【実用炉規則第92条第3項第16号及び第17号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第3条 第75条	品質マネジメントシステム計画 記録	— —	
	2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関する事（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第75条	記録	—	
	3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。	第9条 第76条	廃止措置主任者の職務等 報告	— —	
	4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第76条	報告	—	
	5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第76条	報告	—	
(17) 発電用原子炉施設の施設管理 【実用炉規則第92条第3項第18号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号—7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。）。	第20条 第61条 第61条の2 第61条の3 第62条 第61条の4 第61条の5	巡視 施設管理計画 設計管理 作業管理 性能維持施設の維持管理 使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施	— — — — — — —	
	2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事が定められていること。	第61条の4 第61条の5 第62条	使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施 性能維持施設の維持管理	— — —	
		第3条	品質マネジメントシステム計画	—	
		第61条	施設管理計画	—	
	(18) 保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有 【実用炉規則第92条第3項第19号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 ブランドメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第3条 第61条	品質マネジメントシステム計画 施設管理計画	— —

実用炉規則第92条第3項及び保安規定審査基準（廃止措置）		保安規定第2編		変更有無
(19) 不適合に関する情報の公開 【実用炉規則第92条第3項第20号】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
	2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
(20) 廃止措置の管理 【実用炉規則第92条第3項第21号】	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第11条	解体撤去工事等	—
		第12条	対象施設・設備等の供用終了確認	—
		第13条	汚染状況の調査及び評価	—
		第14条	安全貯蔵措置	—
		第15条	工事の計画及び実施	—
		第15条の2	不燃性雑固体廃棄物の保管区域の設定	—
		第15条の3	管理区域内の解体撤去物等の区分	—
		第16条	工事完了の報告	—
		第17条	廃止措置のために導入する装置	—
		第19条	施設運用管理業務	—
		第20条	巡視	—
		第21条	手順書の作成	—
		第23条	地震又は火災等発生時の対応	—
		第35条	異常発生時の基本的な対応	—
		第40条	放射性固体廃棄物の管理	有※
		第41条	放射性固体廃棄物の識別管理	—
		第41条の2	放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものの管理	—
		第41条の2の2	放射線濃度確認対象物の管理	—
		第41条の3	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第41条の4	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—
第42条	放射性液体廃棄物の管理	有※		
第43条	放射性気体廃棄物の管理	有※		
第75条	記録	—		
添付-1	保管区域図（第15条の2関連）	—		
(21) その他必要な事項 【実用炉規則第92条第3項第22号】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	—
	2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的	—

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	○「黒字」により，保安規定審査基準に関連する実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により，保安規定審査基準（運転）又は保安規定審査基準（廃止措置）の内容を記載する
記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により，保安規定の第1編又は第2編に記載すべき内容を記載する。 ○「黒字（赤下線）」により，保安規定の第1編又は第2編の変更内容を表示する。 ○ 記載に当たっては，保安規定の体系が分かる範囲で記載する。
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保安規定の第1編又は第2編に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○ 保安規定の第1編又は第2編に記載しない場合の考え方を記載する。 ○ 変更後の保安規定の第1編又は第2編の記載すべき内容が保安規定審査基準の要求事項を満たしていることを確認した結果を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
<p>(保安規定) 第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>発電用原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p> <p>ただし、実用炉規則第92条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、それらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、それらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにそれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	<p>[手続きに関する事項であり、保安規定には記載なし]</p>	<p>—</p>

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること (次号に掲げるものを除く。)	<p>実用炉規則第9条第1項第3号 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 [中略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(発電所)</p> </div> <p>図4(2) 保安に関する組織 (浜岡原子力総合事務所及び発電所)</p>	<p>—</p> <p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する組織を変更する。</p> <p>・上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する組織を変更するものであり、既認可同様、浜岡原子力発電所の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織を定めている。</p>

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
<p>三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。 2, 3 [略] 4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) [略] (2) <u>総括・品質保証部長は、総括管理課長、品質保証グループ長及び検査管理課長の所管する業務を統括する。</u> (3)～(7) [略] (8) <u>運営基盤部長は、防災課長、核物質防護課長、放射線管理課長及びデジタル技術課長の所管する業務を統括する。</u> (9)～(11) [略] (12) <u>デジタル技術課長は、原子炉施設の計算機システムの施設管理（電気保修課長が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</u> (13) <u>発電部長は、運転管理課長、施設保安課長、廃棄物管理課長及び発電指令課長の所管する業務を統括する。</u> (14) <u>運転管理課長は、原子炉施設の運転の総括（施設保安課長が所管する業務を除く。）及び化学管理に関する業務を行う。</u> (15) <u>施設保安課長は、原子炉施設の保全作業における発電の運営及び工程管理に関する業務を行う。</u> (16) <u>廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理、放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理に関する業務を行う。</u> (17) [略] (18) <u>エンジニアリング部長は、安全・系統管理課長、共通設計課長、設計調達課長及び原子燃料課長の所管する業務を統括する。</u> (19) <u>安全・系統管理課長は、原子力安全管理の総括、プラント技術の総括及び原子炉施設の施設管理の総括（保修管理課長が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</u> (20) <u>共通設計課長は、原子炉施設の施設管理のうち、火災、溢水、自然現象に関する防護設計及び高経年化技術評価の総括に関する業務を行う。</u> (21) <u>設計調達課長は、原子炉施設の施設管理のうち、設計管理及び調達管理に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）を行う。</u> (22) <u>原子燃料課長は、燃料管理及び炉心管理に関する業務を行う。</u> (23) <u>保修部長は、保修管理課長、機械保修課長及び電気保修課長の所管する業務を統括する。</u> (24) <u>保修管理課長は、原子炉施設の施設管理のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括に関する業務を行う。</u> (25) <u>機械保修課長は、原子炉施設の施設管理のうち、機械設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）及び保全の結果の確認・評価に関する業務を行う。</u> (26) <u>電気保修課長は、原子炉施設の施設管理のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を行う。</u> (27)～(31) [略] (32) <u>第4項(3)から(29)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める業務分掌に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</u> (33), (34) [略]</p>	<p>・浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する職務を変更する。 ・上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する職務を変更するものであり、既認可同様、浜岡原子力発電所の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容を定めている。</p>

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。 ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの （1）関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 （2）発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 （3）放射線管理に関すること。 （4）核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 （5）非常の場合に講ずべき処置に関すること。	<p>実用炉規則第9条第1項第7号保安教育</p> <p>1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>—</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第117条 原子力研修センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1、表117-2及び表117-3の実施方針に基づいて作成し、発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で、所長の承認を得る。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>表117-1 保安教育実施方針（総括表） （別添1-2（変更後）参照）</p> <p>表117-2 保安教育実施方針 （別添2-2（変更後）参照）</p> <p>表117-3 保安教育実施方針（運転員） （別添3-2（変更後）参照）</p> <p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第118条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 運転管理課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を請負会社が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1、表117-2及び表117-3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>4 運転管理課長は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、運転管理課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5 <u>施設保安課長</u>又は原子燃料課長は、燃料取替に関する業務の補助を請負会社が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1、表117-2及び表117-3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を発電用原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。</p> <p>6 <u>施設保安課長</u>又は原子燃料課長は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、<u>施設保安課長</u>又は原子燃料課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>—</p> <p>・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、保安教育の対象者について、廃棄物管理課副長及び廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者を削除する。</p> <p>・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安教育の対象者を変更するものであり、既認同様、保安教育実施方針、計画的な保安教育の実施、保安教育実施状況の確認、具体的な保安教育の内容及びその見直しの頻度を定めている。</p> <p>・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物管理課長を削除し運転管理課長に統合、「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者」に関する記載を削除するとともに、組織名称変更に伴い、燃料取替に関する業務の補助を請負会社が行う場合の当該業務に従事する請負会社従業員に対する保安教育に係る措置の行為者の名称を「定検保安課長」から「施設保安課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管及び組織名称変更に伴い、不要となった廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関する記載の削除並びに請負会社従業員に対する保安教育に係る措置の行為者の統合及び名称を変更するものであり、既認同様、請負会社従業員への保安教育実施方針等の保安教育に係る措置について定めている。</p>

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
八 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。 ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。	実用炉規則第9条第1項第8号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等 2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	—	—
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	(手順書の作成) 第14条 運転管理課長は、次の各号に掲げる発電指令課長が実施する原子炉施設の運転管理、施設管理及び異常時の措置に関する事項の手順書を作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき保安運営審議会の確認を得る。 (1)～(3) [略]	・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、手順書の作成に係る保安活動の行為者について、「廃棄物管理課長」を削除し「運転管理課長」又は「発電指令課長」に統合する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者を統合するものであり、既認可同様、発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することについて定めている。
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	(引継及び通知) 第15条 発電指令課長は、その業務を次の発電指令課長に引き継ぐにあたり、運転日誌及び運転記録を引き渡し、運転状況を申し送る。 2 運転管理課長は、本規定に定める通知 ^{※1} を受けた場合は当該通知の内容並びに第18条第1項及び本章第3節各条の第2項の確認を行った場合はその結果を発電指令課長に周知する。 <u>※1：本章第3節各条の第2項に定める発電指令課長から受けた通知を除く。</u>	・第1編第18条、第24条及び第33条において、「プラント管理課長」を「運転管理課長」に変更することに伴い、「運転管理課長」から「発電指令課長」への周知事項を追加する。 ・上記のとおり、「運転管理課長」が自ら第18条第1項及び第4章第3節各条の第2項の確認を行った場合に「発電指令課長」へ周知する運用について規定するための変更であり、既認可同様、運転員の引継時に実施すべき事項について定めている。
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	(運転管理業務) 第12条の2 各課長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号を実施する。 (1) 発電指令課長は、原子炉施設の運転に関する次の事項を実施する。 イ～ニ [略] (2) 発電指令課長は、関係課長の依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、(1)ロによる運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係課長は、発電指令課長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に発電指令課長へ系統を引き渡す。 (3) [略]	・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、運転管理業務に係る保安活動の行為者について、「廃棄物管理課長」を削除し「発電指令課長」に統合する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者を統合するものであり、既認可同様、発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定めている。
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	(地震又は火災等発生時の対応) 第17条 [略] 2 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1)～(3) [略] (4) 発電指令課長は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。 (5), (6) [略] 3 発電指令課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電部長に報告する。発電部長は、所長、発電用原子炉主任技術者及び各部長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 [以下、略]	・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者を統合するものであり、既認可同様、地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定めている。 なお、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置については、現時点で保安規定に記載なし（新規基準に係る保安規定審査基準の要求事項であり、補正申請後、審査を受ける予定）
		(水質管理) 第18条 運転管理課長は、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材のpH及び塩素イオンを1ヶ月に1回確認する。 [以下、略]	・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」への移管に伴い、原子炉冷却材の水質の確認者を「プラント管理課長」から「運転管理課長」に変更するとともに、運転管理課長自身が確認するため、確認結果を運転管理課長に通知する規定を削除する。 ・上記のとおり、化学管理に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者の変更及び不要となった確認結果の通知に関する規定を削除するものであり、既認可同様、原子炉冷却材の水質の管理について定めている。

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
八 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。 ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	（制御棒の動作確認（5号炉）） 第21条の2 [略] 2 制御棒が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>保修管理課長</u> は、制御棒と制御棒駆動機構の結合を取り外した場合は、取り付け後、当該の制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認し、その結果を原子炉起動前に運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「保修管理課長」が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、制御棒と制御棒駆動機構の結合確認者を「原子炉課長」から「保修管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、保修管理課長が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTを定めている。
		（制御棒のスクラム機能） 第22条 [略] 2 制御棒のスクラム機能が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、スクラム時間の確認者を「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（ほう酸水注入系） 第24条 [略] 2 ほう酸水注入系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 (2) [略] (3) <u>運転管理課長</u> は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回確認する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、ほう酸水注入系機能の確認者を「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」に変更するとともに、化学管理に関する業務の「プラント管理課長」から「運転管理課長」への移管に伴い、ほう酸水濃度の確認者を「プラント管理課長」から「運転管理課長」に変更し、不要となったほう酸水濃度の確認結果を運転管理課長に通知する規定を削除する。 ・上記のとおり、「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管すること及び化学管理に関する業務の「プラント管理課長」から「運転管理課長」への移管に伴い、保安活動の行為者を変更するとともに、不要となった確認結果の通知に関する規定を削除するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTを定めている。

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編																																				
		記載すべき内容	記載の考え方																																			
<p>八 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの</p> <p>イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	<p>（計測及び制御設備（3号炉及び4号炉））</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>表27-1 [略]</p> <p>※1～5 [略]</p> <p>表27-2</p> <p>1. 原子炉保護系計装</p> <p>表27-2-1(1) 原子炉保護系計装に係る確認（3号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期（ペリオド）短</td> <td rowspan="3">10秒以上 （中間領域）</td> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止^{*1}、低温停止^{*1}及び燃料交換^{*1}において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>保守管理課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>—</td> <td>安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束</td> <td rowspan="3">15%以下 （原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時）</td> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。</td> <td>原子炉起動時</td> </tr> <tr> <td>保守管理課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">120%以下 （原子炉モードスイッチが「運転」の時）</td> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて電気保守課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>電気保守課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。</td> <td>燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保守管理課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期（ペリオド）短	10秒以上 （中間領域）	発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、低温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	保守管理課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	b. 機器動作不能	—	安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束	15%以下 （原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時）	発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時	保守管理課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	120%以下 （原子炉モードスイッチが「運転」の時）	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて電気保守課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回	電気保守課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回			保守管理課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	<p>・「保守管理課長」が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、チャンネル校正の実施者を「計測課長」、「電気課長」又は「プラント管理課長」から「保守管理課長」に変更、「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、論理回路機能の確認者を「プラント管理課長」、「計測課長」又は「電気課長」から「安全・系統管理課長」に変更するとともに、「電気保守課長」が電気・計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を所管することに伴い、モニタの校正者を「計測課長」から「電気保守課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、計測及び制御設備に係る保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。</p>
要素	設定値	項目	頻度																																			
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期（ペリオド）短	10秒以上 （中間領域）	発電指令課長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{*1} 、低温停止 ^{*1} 及び燃料交換 ^{*1} において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																			
		発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時																																			
		保守管理課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時																																			
b. 機器動作不能	—	安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時																																			
2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束	15%以下 （原子炉モードスイッチが「燃料交換」、「起動」の時）	発電指令課長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																			
		発電指令課長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時																																			
		保守管理課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時																																			
	120%以下 （原子炉モードスイッチが「運転」の時）	発電指令課長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																			
		発電指令課長は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて電気保守課長又は原子燃料課長は、校正を実施する。	1週間に1回																																			
		電気保守課長は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000Mwd/tに1回																																			
		保守管理課長は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時																																			

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編			
		記載すべき内容	記載の考え方		
<p>八 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの</p> <p>イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	記載すべき内容			
		記載の考え方			

(次ページに続く)

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編					
		記載すべき内容			記載の考え方		
<p>八 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの</p> <p>イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	要素	設定値	項目	頻度		
		8. 主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 ^{※2}	発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上 ^{※2} でバイパス状態でないことを確認する。 <u>保守管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。</u>	原子炉起動時 定事検停止時		
		9. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧	蒸気加減弁のピロット弁の油圧 4.12MPa[gage] {42.0kg/cm ² g} 以上 ^{※2}	発電指令課長は、原子炉熱出力が30%相当以上 ^{※2} でバイパス状態でないことを確認する。 <u>保守管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。</u>	原子炉起動時 定事検停止時		
		10. 主蒸気管放射能高	6×（通常運転時のバックグラウンド）以下	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。 <u>保守管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。</u>	毎日1回 定事検停止時		
		11. 地震加速度大 原子炉建屋 a. 地下2階床水平 (T.M.S.L. ^{※3} -9.0m)	地下2階床水平 120Gal以下	<u>保守管理課長は、チャンネル校正を実施し、安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。</u>	定事検停止時		
		b. 3階床水平 (T.M.S.L. ^{※3} 22.8m)	3階床水平 230Gal以下				
		c. 地下2階床鉛直 (T.M.S.L. ^{※3} -9.0m)	地下2階床鉛直 100Gal以下				
		12. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	<u>安全・系統管理課長は、論理回路機能を確認する。</u>	定事検停止時		
		13. スクラム回路	—	発電指令課長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。 <u>安全・系統管理課長は、手動スクラム論理回路機能を確認する。</u>	1ヶ月に1回 定事検停止時		
		※1～3 [略]					
		[以下、第27条及び第27条の2 略]					
		<p>・「保守管理課長」が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、チャンネル校正の実施者を「計測課長」、「電気課長」又は「プラント管理課長」から「保守管理課長」に変更、「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、論理回路機能の確認者を「プラント管理課長」、「計測課長」又は「電気課長」から「安全・系統管理課長」に変更するとともに、「電気保守課長」が電気・計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を所管することに伴い、モニタの校正者を「計測課長」から「電気保守課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、計測及び制御設備に係る保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。</p>					

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
<p>八 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの</p> <p>イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	<p>（主蒸気逃がし安全弁）</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 主蒸気逃がし安全弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能及び逃がし弁機能の設定値が表30—2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。^{※1}</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能及び逃がし弁機能の設定値の確認者を「原子炉課長」から「安全・系統管理課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTを定めている。</p>
		<p>（原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率）</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>電気保修課長</u>は、必要に応じて、ドライウェル低電導度廃液サンパ監視装置、ドライウェル高電導度廃液サンパ監視装置及びドライウェル内ガス冷却装置ドレン流量監視装置の点検を行う。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・「電気保修課長」が電気・計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を所管することに伴い、装置の点検者を「計測課長」から「電気保修課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、「電気保修課長」が電気・計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。</p>
		<p>（非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力監視）</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>保修管理課長</u>は、定事検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査の結果を確認し、運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・「保修管理課長」が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、供用中の漏えい又は水圧検査の結果の確認者を「原子炉課長」から「保修管理課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、「保修管理課長」が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTを定めている。</p>
		<p>（原子炉冷却材中のよう素131濃度）</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 原子炉冷却材中のよう素131濃度が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) <u>運転管理課長</u>は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度を1週間に1回確認する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・化学管理に関する業務の「プラント管理課長」から「運転管理課長」への移管に伴い、よう素131濃度の確認者を「プラント管理課長」から「運転管理課長」に変更するとともに、運転管理課長自身が確認するため、確認結果を「運転管理課長」に通知する規定を削除する。</p> <p>・上記のとおり、化学管理に関する業務の「プラント管理課長」から「運転管理課長」への移管に伴い、保安活動の行為者の変更及び不要となった確認結果の通知に関する規定を削除するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。</p>
		<p>（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27℃（5号炉は除く）以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度^{※1}と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。</p> <p>(1) <u>共通設計課長</u>は、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の関連温度の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、発電用原子炉主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・「共通設計課長」が高経年化技術の総括に関する業務を所管することに伴い、原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定める等の行為者を「プラント管理課長」から「共通設計課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、共通設計課長が高経年化技術の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。</p>
		<p>（非常用炉心冷却系その1（3号炉及び4号炉））</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧注入系及び低圧炉心スプレイ系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>(2) <u>安全・系統管理課長</u>は、定事検停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、高圧炉心スプレイ系、低圧注入系及び低圧炉心スプレイ系並びに自動減圧系が模擬信号で作動することの確認者を「電気課長」又は「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、安全・系統管理課長がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。</p>

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
八 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。 ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	（非常用炉心冷却系その1（5号炉）） 第39条の2 [略] 2 非常用炉心冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、高圧炉心注水系及び低圧注水系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 (2) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 (3) 発電指令課長は、定事検停止時に、格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認する。 (4) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、高圧炉心注水系及び低圧注水系、自動減圧系並びに原子炉隔離冷却系が模擬信号で作動することの確認を「電気課長」又は「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、安全・系統管理課長がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（原子炉隔離冷却系（3号炉及び4号炉）） 第41条 [略] 2 原子炉隔離冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) [略] (2) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、原子炉隔離冷却系が模擬信号で作動することの確認者を「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（主蒸気隔離弁） 第42条 [略] 2 主蒸気隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 (2) 保守管理課長は、定事検停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-3に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、主蒸気隔離弁機能の確認者を「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」へ変更するとともに、「保守管理課長」が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、主蒸気隔離弁の漏えい率の確認者を「原子炉課長」から「保守管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管すること及び「保守管理課長」が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁） 第43条 [略] 2 原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>保守管理課長</u> は、定事検停止時に、原子炉格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 (2) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、表43-3に定める原子炉格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 (3) 発電指令課長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉格納容器バウンダリとなっている原子炉格納容器隔離弁が系統の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 [以下、略]	・「保守管理課長」が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、原子炉格納容器漏えい率の確認者を「原子炉課長」から「保守管理課長」に変更するとともに、「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、原子炉格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することの確認者を「プラント管理課長」又は「電気課長」から「安全・系統管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、「保守管理課長」が保全の総括に関する業務を所管すること及び「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁） 第44条 [略] 2 サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁の機能の確認者を「原子炉課長」から「安全・系統管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、安全・系統管理課長がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
八 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。 ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	（可燃性ガス濃度制御系） 第47条 〔略〕 2 可燃性ガス濃度制御系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、可燃性ガス濃度制御系の機能確認者を「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（原子炉建屋原子炉室） 第49条 〔略〕 2 原子炉建屋原子炉室が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>保安管理課長</u> は、定事検停止時に、原子炉建屋原子炉室を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「保安管理課長」が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、原子炉建屋原子炉室の負圧確認者を「原子炉課長」から「保安管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、保安管理課長が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁） 第50条 〔略〕 2 原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁の模擬信号による動作確認者を「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、安全・系統管理課長がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（非常用ガス処理系） 第51条 〔略〕 2 非常用ガス処理系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 (2) <u>保安管理課長</u> は、定事検停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、非常用ガス処理系の模擬信号による動作確認者を「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」に変更するとともに、「保安管理課長」が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、非常用ガス処理系の総合除去効率の確認者を「プラント管理課長」から「保安管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、安全・系統管理課長がプラント技術の総括に関する業務を所管すること及び保安管理課長が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系） 第52条 〔略〕 2 原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、原子炉機器冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び原子炉機器冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、原子炉機器冷却水ポンプ及び原子炉機器冷却海水ポンプの模擬信号による動作確認者を「電気課長」から「安全・系統管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、安全・系統管理課長がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系（3号炉及び4号炉）） 第53条 〔略〕 2 高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、高圧炉心スプレイ機器冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、高圧炉心スプレイ機器冷却水ポンプ及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水ポンプの模擬信号による動作確認者を「電気課長」から「安全・系統管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、安全・系統管理課長がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
八 発電用原子炉施設の運転に関する ことであって、次に掲げるもの イ 発電用原子炉の運転を行う体制 の整備に関すること。 ロ 発電用原子炉の運転に当たって 確認すべき事項及び運転の操作に 必要な事項 ハ 異状があった場合の措置に関す ること（第十五号に掲げるものを 除く。）。	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び 機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を 含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱し ていないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び 頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される 措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又は その他の設計条件を満足するように定められていること。	（中央制御室非常用循環系） 第56条 〔略〕 2 中央制御室非常用循環系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認 するため、次の各号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、中央制御室非常用循環系が模擬信 号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 (2) <u>保修管理課長</u> は、定事検停止時に、中央制御室非常用循環系の総合除去効率 が表56-2に定める値であることを確認し、その結果を運転管理課長に通知 する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、 中央制御室非常用循環系の模擬信号による動作者を「プラント管理課長」から「安全・ 系統管理課長」に変更するとともに、「保修管理課長」が保全の総括に関する業務を所 管することに伴い、中央制御室非常用循環系の総合除去効率の確認者を「プラント管理 課長」から「保修管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管す ること及び「保修管理課長」が保全の総括に関する業務を所管することに伴い、保安活 動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、サーベイランスの実施 方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（非常用ディーゼル発電機その1） 第59条 〔略〕 2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認 するため、次の各号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信 号で作動することを確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、 非常用ディーゼル発電機の模擬信号による作動確認者を「電気課長」から「安全・系統 管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管す ることに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、 サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（直流電源その1） 第62条 〔略〕 2 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各 号を実施する。 (1) <u>安全・系統管理課長</u> は、定事検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器*1） の機能を確認し、その結果を運転管理課長に通知する。 [以下、略]	・「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴い、 直流電源（蓄電池及び充電器）の機能の確認者を「電気課長」から「安全・系統管理課 長」に変更する。 ・上記のとおり、「安全・系統管理課長」がプラント技術の総括に関する業務を所管す ることに伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、LCOの設定、 サーベイランスの実施方法、頻度、要求される措置及びAOTについて定めている。
		（異常発生時の基本的な対応） 第75条 〔略〕 2 発電指令課長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれ があると判断した場合には、発電部長に報告するとともに、それを抑制するために、 原子炉建屋原子炉室の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。 3 各部長及び各課長は、第1項又は第2項について次に示す必要な措置を講じる。 (1) 発電部長は、異常が発生したことを所長及び発電用原子炉主任技術者に報告する とともに、他の部長に連絡し、必要と判断した場合は、各部長に異常の原因調査及 び対応措置を依頼する。 (2)～(4) 〔略〕 (5) 発電部長は、異常の原因及び対応措置を発電指令課長に連絡する。 [以下、略]	・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課 長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、異常発生時の基 本的な対応に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」を削除し「発電指令課長」に 統合するとともに、「廃止措置部長」を削除し「発電部長」に統合する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の 移管に伴い、保安活動の行為者を統合するものであり、既認可同様、異状があった場合 の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定めている。
		（巡視点検） 第13条 発電指令課長は、毎日1回以上、原子炉施設（第93条第1項に定める区域を 除く。）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第106 条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設 2 発電指令課長は、原子炉施設（第93条第1項に定める区域）の巡視又は監視を行 う。	・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課 長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、巡視点検に係る 保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」を削除し「発電指令課長」に統合する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の 移管に伴い、保安活動の行為者を統合するものであり、既認可同様、巡視点検について 定めている。

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編																										
		記載すべき内容	記載の考え方																									
十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	<p>実用炉規則第92条第1項第10号 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理) 第87条 [略] 2 [略] 3 <u>廃棄物管理課長</u>は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を運転管理課長へ通知する。 [以下、略]</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理) 第88条 発電指令課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表88-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。 (1)～(2) [略] 2 <u>廃棄物管理課長</u>は、表88-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を運転管理課長へ通知する。 [以下、略]</p> <p>(放出管理用計測器の管理) 第89条 <u>廃棄物管理課長</u>及び<u>電気保修課長</u>は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表89 放出管理用計測器の管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>液体廃棄物処理系排水モニタ</td> <td>3台</td> <td><u>電気保修課長</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*2}</td> <td rowspan="2"><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>液体シンチレーション計数装置</td> <td>1台^{*2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒ガスモニタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2"><u>電気保修課長</u></td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理モニタ</td> <td>3台</td> <td rowspan="2"><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>波高分析装置^{*1}</td> <td>1台^{*2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用 ※2：1号炉及び2号炉の放出管理用計測器と共用で確保する数量</p>	分類	計測器種類	数量	所管課長	1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	液体廃棄物処理系排水モニタ	3台	<u>電気保修課長</u>	1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{*2}	2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	1台	<u>電気保修課長</u>	排気筒モニタ	2台	非常用ガス処理モニタ	3台	<u>廃棄物管理課長</u>	波高分析装置 ^{*1}	1台 ^{*2}	<p>—</p> <p>・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に関する測定者及び放出管理用計測器のうちホットラボの設備管理者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋からの放射性気体廃棄物の放出管理に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更するとともに、「電気保修課長」が電気・計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を所管することに伴い、放出管理用計測器（ホットラボの設備を除く。）の設備管理者を「プラント管理課長」から「電気保修課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法について定めている。</p>
分類	計測器種類	数量	所管課長																									
1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	液体廃棄物処理系排水モニタ	3台	<u>電気保修課長</u>																									
1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>																									
	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{*2}																										
2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	1台	<u>電気保修課長</u>																									
	排気筒モニタ	2台																										
	非常用ガス処理モニタ	3台	<u>廃棄物管理課長</u>																									
波高分析装置 ^{*1}	1台 ^{*2}																											

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編																																										
		記載すべき内容	記載の考え方																																									
十一 線量，線量当量，放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	<p><u>実用炉規則第92条第1項第11号</u> 線量，線量当量，汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について，線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第100条 放射線管理課長，廃棄物管理課長及び電気係課長は，表100に定める放射線計測器類について，同表に定める数量を確保する。また，定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理又は代替品を補充する。</p> <p>表100 放射線計測器類の管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台^{※1}</td> <td><u>電気係課長</u></td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>1式^{※1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{※1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>7台^{※1}</td> <td><u>電気係課長</u></td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>試料計数装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>1式^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>7台^{※1}</td> <td rowspan="2"><u>電気係課長</u></td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタ</td> <td>154台^{※2※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量 ※2：管理区域外測定用の5台を含む。 ※3：<u>廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋），廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ計19台を含む。</u></p>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{※1}	<u>電気係課長</u>	電子式線量計	1式 ^{※1}	放射線管理課長	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	放射線管理課長	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	体表面モニタ	7台 ^{※1}	<u>電気係課長</u>	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>	試料計数装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長	集積線量計	1式 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{※1}	<u>電気係課長</u>	エリア放射線モニタ	154台 ^{※2※3}	環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長	<p>—</p> <p>・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い，放射線計測器のうちホットラボの設備管理者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更するとともに，放射線管理のうち，モニタリングポスト等の設備管理の移管に伴い，モニタリングポスト等一部設備の設備管理者を「放射線管理課長」から「電気係課長」に変更する。また，1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保するエリア放射線モニタの設置個所及び台数を明確化する。</p> <p>・上記のとおり，放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約，放射線管理のうち，モニタリングポスト等の設備管理の移管に伴う保安活動の行為者の変更並びに1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保するエリア放射線モニタの設置個所及び台数を明確化するものであり，既認可同様，放射線業務従事者が受ける線量について，線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）について定めている。</p>
	分類	計測器種類	数量	所管課長																																								
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{※1}	<u>電気係課長</u>																																									
	電子式線量計	1式 ^{※1}	放射線管理課長																																									
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	放射線管理課長																																									
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}																																										
	体表面モニタ	7台 ^{※1}	<u>電気係課長</u>																																									
	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>																																									
	試料計数装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長																																									
	集積線量計	1式 ^{※1}																																										
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{※1}	<u>電気係課長</u>																																									
	エリア放射線モニタ	154台 ^{※2※3}																																										
環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>																																									
	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長																																									
3. 実用炉規則第78条に基づく床，壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	<p>(床，壁等の除染)</p> <p>第98条 各課長は，法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床，壁等に発生させた場合又は発見した場合は，発電指令課長に連絡するとともに，汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。 [以下，略]</p>	<p>・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い，床，壁等の除染に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」を削除し「発電指令課長」に統合する。</p>																																										
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上，必要な措置が定められていること。		<p>・上記のとおり，廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い，保安活動の行為者を統合するものであり，既認可同様，床，壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準及び汚染拡大防止のための放射線防護上，必要な措置について定めている。</p>																																										

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編																										
		記載すべき内容	記載の考え方																									
十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。	<p>実用炉規則第92条第1項第12号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>（放射性液体廃棄物の管理） 第87条 [略] 2 [略] 3 廃棄物管理課長は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を運転管理課長へ通知する。 [以下、略]</p> <p>（放射性気体廃棄物の管理） 第88条 発電指令課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表88-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。 (1)～(2) [略] 2 廃棄物管理課長は、表88-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を運転管理課長へ通知する。 [以下、略]</p> <p>（放出管理用計測器の管理） 第89条 廃棄物管理課長及び電気係課長は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表89 放出管理用計測器の管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器</td> <td>液体廃棄物処理系排水モニタ</td> <td>3台</td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※2}</td> <td rowspan="2">廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1. b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>液体シンチレーション計数装置</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒ガスモニタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="3">電気係課長</td> </tr> <tr> <td>排気筒モニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理モニタ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>波高分析装置^{※1}</td> <td>1台^{※2}</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用 ※2：1号炉及び2号炉の放出管理用計測器と共用で確保する数量</p>	分類	計測器種類	数量	所管課長	1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	液体廃棄物処理系排水モニタ	3台	電気係課長	波高分析装置	1台 ^{※2}	廃棄物管理課長	1. b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{※2}	2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	1台	電気係課長	排気筒モニタ	2台	非常用ガス処理モニタ	3台	波高分析装置 ^{※1}	1台 ^{※2}	廃棄物管理課長	<p>—</p> <p>・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に関する測定者及び放出管理用計測器のうちホットラボの設備管理者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋からの放射性気体廃棄物の放出管理に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更するとともに、「電気係課長」が電気・計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を所管することに伴い、放出管理用計測器（ホットラボの設備を除く。）の設備管理者を「プラント管理課長」から「電気係課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）について定めている。</p>
分類	計測器種類	数量	所管課長																									
1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	液体廃棄物処理系排水モニタ	3台	電気係課長																									
	波高分析装置	1台 ^{※2}	廃棄物管理課長																									
1. b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{※2}																										
	2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	1台	電気係課長																								
排気筒モニタ		2台																										
非常用ガス処理モニタ		3台																										
波高分析装置 ^{※1}		1台 ^{※2}	廃棄物管理課長																									

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編																																										
		記載すべき内容	記載の考え方																																									
十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。	<p>実用炉規則第92条第1項第12号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第100条 放射線管理課長、廃棄物管理課長及び電気係課長は、表100に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表100 放射線計測器類の管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台^{※1}</td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>1式^{※1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{※1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>7台^{※1}</td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>試料計数装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>1式^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>7台^{※1}</td> <td rowspan="2">電気係課長</td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタ</td> <td>154台^{※2※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量 ※2：管理区域外測定用の5台を含む。 ※3：<u>廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋）、廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ計19台を含む。</u></p>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{※1}	電気係課長	電子式線量計	1式 ^{※1}	放射線管理課長	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	放射線管理課長	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	体表面モニタ	7台 ^{※1}	電気係課長	波高分析装置	1台 ^{※1}	廃棄物管理課長	試料計数装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長	集積線量計	1式 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{※1}	電気係課長	エリア放射線モニタ	154台 ^{※2※3}	環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{※1}	廃棄物管理課長	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長	<p>—</p> <p>・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射線計測器のうちホットラボの設備管理者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更するとともに、放射線管理のうち、モニタリングポスト等の設備管理の移管に伴い、モニタリングポスト等一部設備の設備管理者を「放射線管理課長」から「電気係課長」に変更する。また、1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保するエリア放射線モニタの設置箇所及び台数を明確化する。</p> <p>・上記のとおり、放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約、放射線管理のうち、モニタリングポスト等の設備管理の移管に伴う保安活動の行為者の変更並びに1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保するエリア放射線モニタの設置箇所及び台数を明確化するものであり、既認可同様、放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）について定めている。</p>
分類	計測器種類	数量	所管課長																																									
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{※1}	電気係課長																																									
	電子式線量計	1式 ^{※1}	放射線管理課長																																									
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	放射線管理課長																																									
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}																																										
	体表面モニタ	7台 ^{※1}	電気係課長																																									
	波高分析装置	1台 ^{※1}	廃棄物管理課長																																									
	試料計数装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長																																									
	集積線量計	1式 ^{※1}																																										
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{※1}	電気係課長																																									
	エリア放射線モニタ	154台 ^{※2※3}																																										
環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{※1}	廃棄物管理課長																																									
	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長																																									

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵 その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する こと。	実用炉規則第9条第1項第13号 核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等	—	—
	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	(使用済燃料の運搬) 第85条 [略] 2～6 [略] 7 エンジニアリング部長は、第1項から第6項の措置を実施した組織とは別の組織の者を検査実施責任者として指名する。 [以下、略]	・浜岡原子力発電所の組織名称の変更に伴い、使用済燃料を発電所外に運搬する場合の検査実施責任者の指名者の名称を「プラント運営部長」から「エンジニアリング部長」に変更する。 ・上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織名称の変更に伴い、検査実施責任者の指名者の名称を変更するものであり、既認可同様、新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等及び新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）について定めている。
十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する こと。	実用炉規則第9条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄	—	—
	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	(放射性固体廃棄物の管理) 第86条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*1又は保管する。 (1) 濃縮廃液は、発電指令課長が固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、 <u>廃棄物管理課長</u> が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。 (2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、廃棄物管理課長が使用済燃料貯蔵プールに貯蔵又はサイトバンカに保管する。ただし、封入又はしゃへい等の措置により廃棄物管理課長が貯蔵庫に保管することができる。 (3) 使用済樹脂は、発電指令課長が貯蔵タンク又は貯蔵槽に貯蔵、若しくは固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、 <u>廃棄物管理課長</u> が貯蔵庫に保管する。または、 <u>発電指令課長</u> が可燃性固体廃棄物焼却炉（第2焼却炉）で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、 <u>廃棄物管理課長</u> が貯蔵庫に保管する。 (4) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、 <u>廃棄物管理課長</u> が貯蔵庫又は雑固体廃棄物保管室に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。 イ 焼却する場合は、 <u>発電指令課長</u> が可燃性雑固体廃棄物焼却炉（第1焼却炉）又は可燃性固体廃棄物焼却炉（第2焼却炉）で焼却する。 ロ 圧縮減容する場合は、 <u>廃棄物管理課長</u> が減容機で圧縮減容する。 ハ 熔融する場合は、 <u>発電指令課長</u> が雑固体廃棄物熔融炉で熔融する。 [以下、略]	・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転業務に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関する放射線安全確保のための措置について定めている。 ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転業務に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄に関する行為の実施体制について定めている。
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。		・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転業務に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄に関する行為の実施体制について定めている。
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転業務に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制について定めている。
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。		(放射性液体廃棄物の管理) 第87条 [略] 2 [略] 3 <u>廃棄物管理課長</u> は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を運転管理課長へ通知する。 [以下、略]	・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射性液体廃棄物に関する測定者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」へ変更する。 ・上記のとおり、放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度について定めている。

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編		
		記載すべき内容	記載の考え方	
十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	<p>（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第88条 発電指令課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表88-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 <u>廃棄物管理課長</u>は、表88-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を運転管理課長へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋からの放射性気体廃棄物の放出管理に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更するとともに、放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射性気体廃棄物に関する測定者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管並びに放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度を定めている。</p>	
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	<p>（放射性液体廃棄物の管理）</p> <p>第87条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>廃棄物管理課長</u>は、表87-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を運転管理課長へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第88条 発電指令課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表88-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 <u>廃棄物管理課長</u>は、表88-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を運転管理課長へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に関する測定者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更するとともに、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋からの放射性気体廃棄物の放出管理に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管並びに放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することを定めている。</p>	
十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。	<p><u>実用炉規則第92条第1項第16号</u> 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。	<p><u>実用炉規則第92条第1項第17号</u> 記録及び報告</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	<p>（報告）</p> <p>第120条 発電部長、各課長又は原子力研修センター所長は、次に定める事項について直ちに所長及び発電用原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、報告者について、廃止措置部長を削除し、発電部長に統合する。</p>	
	4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。			<p>・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者を統合するものであり、既認可同様、発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項、安全確保に関する経営責任者の強い関与について定めている。</p>
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。			

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	保安規定第1編	
		記載すべき内容	記載の考え方
十八 発電用原子炉施設の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事及び長期施設管理方針を含む。）。	<p>実用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針，施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について，「原子力事業者等における使用前事業者検査，定期事業者検査，保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号一7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p>	<p>—</p> <p>（巡視点検）</p> <p>第13条 発電指令課長は，毎日1回以上，原子炉施設（第93条第1項に定める区域を除く。）を巡視し，次の施設及び設備について点検を行う。実施においては，第106条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下，本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源，給排水及び排気施設</p> <p>2 発電指令課長は，原子炉施設（第93条第1項に定める区域）の巡視又は監視を行う。</p>	<p>—</p> <p>・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い，巡視点検に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」を削除し「発電指令課長」に統合する。</p> <p>・上記のとおり，廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い，保安活動の行為者を統合するものであり，既認可同様，施設管理における巡視点検について定めている。</p>

保安規定審査基準（廃止措置）の要求事項に対する浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定第2編の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編	
		記載すべき内容	記載の考え方
<p>(保安規定) 第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>1. はじめに 本審査基準は、廃止措置計画の認可を受けようとする発電用原子炉設置者及び廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）から申請された廃止措置計画の認可に係る保安規定認可申請書又は保安規定変更認可申請書（以下「申請書」という。）の審査に適用する。 原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。 これを受け、原子炉設置者は ・法第43条の3の34第2項 ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第3項 ・研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）第87条第3項 において規定されている各項目について、追加又は変更した保安規定の認可を受けるため、申請書を提出することが求められている。 申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第43条の3の24第2項に定める認可要件である ・法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと を確認するための審査を行う。 したがって、原子炉設置者から申請された廃止措置段階の保安規定の審査における基準を明確にする観点から、廃止措置段階の保安規定の審査に当たって確認すべき事項等を次のとおり定める。 注) 実用炉規則第92条第3項、研開炉規則第87条第3項柱書きに「法第43条の3の34第2項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第43条の3の24第1項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。」と規定していることから、廃止措置計画（変更）の認可の日までに認可を受ける必要がある。</p>	<p>[手続きに関する事項であり、保安規定には記載なし]</p>	<p>—</p>

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編	
		記載すべき内容	記載の考え方
四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。	(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織【実用炉規則第92条第3項第4号】 1) 本店（本部）及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	<p>—</p> <p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 [中略]</p> <p>(発電所)</p>	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する組織を変更する。 ・上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する組織を変更するものであり、既認可同様、浜岡原子力発電所の廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織を定めている。

図4(2) 保安に関する組織（浜岡原子力総合事務所及び発電所）

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編	
		記載すべき内容	記載の考え方
四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。	(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織【実用炉規則第92条第3項第4号】 1) 本店（本部）及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	— (保安に関する職務) 第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。 2, 3 [略] 4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。 (2) <u>総括・品質保証部長</u> は、 <u>総括管理課長</u> 、品質保証グループ長及び検査管理課長の所管する業務を統括する。 (3) <u>総括管理課長</u> は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。 (4) <u>品質保証グループ長</u> は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。 (5) <u>検査管理課長</u> は、保安管理及び使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。 (6) <u>廃止措置部長</u> は、原子炉施設の廃止措置に係る計画及び管理に関する業務の統括責任者として業務を行うとともに、 <u>廃止措置計画課長</u> 及び <u>廃止措置工事課長</u> の所管する業務を統括する。 (7) <u>廃止措置計画課長</u> は、原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を行う。 (8) <u>廃止措置工事課長</u> は、原子炉施設の廃止措置に係る工事管理に関する業務、施設運用管理の総括に関する業務及び施設管理に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）を行う。 (9) <u>総務部長</u> は、 <u>経理課長</u> の所管する業務を統括する。 (10) <u>経理課長</u> は、廃止措置に係る調達に関する業務を行う。 (11) <u>運営基盤部長</u> は、 <u>防災課長</u> 、 <u>核物質防護課長</u> 、 <u>放射線管理課長</u> 及び <u>デジタル技術課長</u> の所管する業務を統括する。 (12) <u>防災課長</u> は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。 (13) <u>核物質防護課長</u> は、周辺監視区域の管理及び管理区域への立入許可に関する業務を行う。 (14) <u>放射線管理課長</u> は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。 (15) <u>デジタル技術課長</u> は、原子炉施設の計算機システムの施設管理に関する業務を行う。 (16) <u>発電部長</u> は、 <u>運転管理課長</u> 、 <u>施設保安課長</u> 、 <u>廃棄物管理課長</u> 及び <u>発電指令課長</u> の所管する業務を統括する。 (17) <u>運転管理課長</u> は、原子炉施設のうち、 <u>廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転の総括及び化学管理に関する業務を行う。</u> (18) <u>廃棄物管理課長</u> は、 <u>放射性固体廃棄物の管理</u> 、 <u>放射性液体廃棄物の管理</u> 及び <u>放射性気体廃棄物の管理</u> に関する業務を行う。 (19) <u>発電指令課長</u> は、原子炉施設のうち、 <u>廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する当直業務を行う。</u> (20) <u>エンジニアリング部長</u> は、 <u>安全・系統管理課長</u> 、 <u>共通設計課長</u> 、 <u>設計調達課長</u> 及び <u>原子燃料課長</u> の所管する業務を統括する。 (21) <u>安全・系統管理課長</u> は、 <u>原子力安全管理の総括及びプラント技術の総括</u> に関する業務を行う。 (22) <u>原子燃料課長</u> は、 <u>放射性固体廃棄物の運搬</u> に関する業務を行う。 (23) <u>保修部長</u> は、 <u>保修管理課長</u> 、 <u>機械保修課長</u> 及び <u>電気保修課長</u> の所管する業務を統括する。 (24) <u>電気保修課長</u> は、 <u>放射線計測器類の管理</u> （ <u>放射線管理課長</u> 、 <u>廃棄物管理課長</u> 及び <u>廃止措置工事課長</u> が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。 (25) <u>土木建築部長</u> は、 <u>土木課長</u> 及び <u>建築課長</u> の所管する業務を統括する。 (26) <u>土木課長</u> は、原子炉施設のうち、 <u>土木関係設備の施設管理</u> に関する業務を行う。 (27) <u>建築課長</u> は、原子炉施設のうち、 <u>建築関係設備の施設管理</u> に関する業務を行う。 (28) <u>原子力研修センター所長</u> は、 <u>所員の保安教育の実施計画及び報告</u> に関する業務を行う。 (29) <u>第4項(3)から(27)の課長及びグループ長</u> （以下「課長」という。）、 <u>施設保安課長</u> 、 <u>共通設計課長</u> 、 <u>設計調達課長</u> 、 <u>保修管理課長</u> 、 <u>機械保修課長</u> 並びに <u>原子力研修センター所長</u> （以下「部署の長」という。）は、 <u>組織管理規程に定める業務分掌に基づき緊急時の措置</u> 、保安教育並びに記録及び報告を行う。 (30) 各職位は、第3条 8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、他の課長の所管する検査に関する業務を実施することができる。 (31) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。	— ・浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する職務を変更する。 ・上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、発電所の保安に関する職務を変更するものであり、既認可同様、浜岡原子力発電所の廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容を定めている。

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編	
		記載すべき内容	記載の考え方
五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。 ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 (2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。 (3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。 (4) 放射線管理に関すること。 (5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。 ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項	(5)廃止措置を行う者に対する保安教育【実用炉規則第92条第3項第5号】 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。 2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	ー	ー
		(所員への保安教育) 第73条 原子力研修センター所長は、毎年度、廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表73-1、表73-2及び表73-3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。 2～5 [略] 表73-1 保安教育実施方針（総括表） （別添1-2（変更後） 参照） 表73-2 保安教育実施方針 （別添2-2（変更後） 参照） 表73-3 保安教育実施方針 （別添3-2（変更後） 参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、保安教育の対象者について、廃棄物管理課副長及び廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者を削除し、発電指令課長、副長、運転員A及び運転員Bを追加する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安教育の対象者を変更するものであり、既認可同様、保安教育実施方針、計画的な保安教育の実施、保安教育実施状況の確認、具体的な保安教育の内容及びその見直しの頻度を定めている。
		(請負会社従業員への保安教育) 第74条 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 廃止措置工事課長及び <u>運転管理課長</u> は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を請負会社が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表73-1、表73-2及び表73-3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を廃止措置主任者の確認を得た上で所長の承認を得る。 6 廃止措置工事課長及び <u>運転管理課長</u> は、前項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、廃止措置工事課長又は <u>運転管理課長</u> が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。 [以下、略]	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」に変更、「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者」に関する記載を削除する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、不要となった廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関する記載を削除するものであり、既認可同様、請負会社従業員への保安教育実施方針等の保安教育に係る措置について定めている。

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編																							
		記載すべき内容	記載の考え方																						
九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	(9)排気監視設備及び排水監視設備【実用炉規則第92条第3項第9号】 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設部のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	<p>—</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理) 第42条 廃止措置工事課長は、放射性液体廃棄物の種類、性状に応じた処理処分を行う。また、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。 (1) [略] (2) [略] 2 [略] 3 [略] 4 <u>廃棄物管理課長</u>は、表42-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長へ通知する。 [以下、略]</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理) 第43条 廃止措置工事課長及び<u>発電指令課長</u>は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表43-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。 (1)～(2) [略] 2 [略] 3 <u>廃棄物管理課長</u>は、表43-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長及び<u>運転管理課長</u>へ通知する。<u>運転管理課長</u>は、通知の内容を<u>発電指令課長</u>に周知する。 [以下、略]</p> <p>(放出管理用計測器の管理) 第44条 <u>廃棄物管理課長</u>及び廃止措置工事課長は、表44に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表44 放出管理用計測器の管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>廃棄物処理系排水モニタ</td> <td>2台</td> <td>廃止措置工事課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*2}</td> <td rowspan="2"><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>液体シンチレーション計数装置</td> <td>1台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>2. a. 放射性気体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>排気ロダストモニタ</td> <td>2台</td> <td>廃止措置工事課長</td> </tr> <tr> <td>2. b. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>波高分析装置^{*1}</td> <td>1台^{*2}</td> <td><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下、略]</p>	分類	計測器種類	数量	所管課長	1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理系排水モニタ	2台	廃止措置工事課長	1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{*2}	2. a. 放射性気体廃棄物放出監視用計測器	排気ロダストモニタ	2台	廃止措置工事課長	2. b. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置 ^{*1}	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>	<p>—</p> <p>・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に関する測定者及び放出管理用計測器のうちホットラボの設備管理者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋からの放射性気体廃棄物の放出管理に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法について定めている。</p>
分類	計測器種類	数量	所管課長																						
1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理系排水モニタ	2台	廃止措置工事課長																						
1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>																						
	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{*2}																							
2. a. 放射性気体廃棄物放出監視用計測器	排気ロダストモニタ	2台	廃止措置工事課長																						
2. b. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置 ^{*1}	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>																						

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編																																											
		記載すべき内容	記載の考え方																																										
十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	(10)線量、線量当量、汚染の除去等【実用炉規則第92条第3項第10号】 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	<p>（放射線計測器類の管理）</p> <p>第55条 放射線管理課長、<u>廃棄物管理課長</u>、<u>電気保修課長</u>及び廃止措置工事課長は、表55に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表55 放射線計測器類の管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台^{※1}</td> <td><u>電気保修課長</u></td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>1式^{※1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{※1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>7台^{※1}</td> <td><u>電気保修課長</u></td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>試料計数装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>1式^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>7台^{※1}</td> <td><u>電気保修課長</u></td> </tr> <tr> <td>エリア放射線モニタ</td> <td>27台 19台^{※2※3}</td> <td>廃止措置工事課長 <u>電気保修課長</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉、4号炉及び5号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量 ※2：管理区域外測定用の1台を含む。 ※3：廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋）、廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ</p>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{※1}	<u>電気保修課長</u>	電子式線量計	1式 ^{※1}	放射線管理課長	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	放射線管理課長	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	体表面モニタ	7台 ^{※1}	<u>電気保修課長</u>	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>	試料計数装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長	集積線量計	1式 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{※1}	<u>電気保修課長</u>	エリア放射線モニタ	27台 19台 ^{※2※3}	廃止措置工事課長 <u>電気保修課長</u>	環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長	<p>・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射線計測器類のうちホットラボの設備管理者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更するとともに、放射線管理のうち、モニタリングポスト等の設備管理の移管に伴い、モニタリングポスト等一部設備の設備管理者を「放射線管理課長」から「電気保修課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約並びに放射線管理のうち、モニタリングポスト等の設備管理の移管に伴い保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）について定めている。</p>
分類	計測器種類	数量	所管課長																																										
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{※1}	<u>電気保修課長</u>																																										
	電子式線量計	1式 ^{※1}	放射線管理課長																																										
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}	放射線管理課長																																										
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{※1}																																											
	体表面モニタ	7台 ^{※1}	<u>電気保修課長</u>																																										
	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>																																										
	試料計数装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長																																										
	集積線量計	1式 ^{※1}																																											
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{※1}	<u>電気保修課長</u>																																										
	エリア放射線モニタ	27台 19台 ^{※2※3}	廃止措置工事課長 <u>電気保修課長</u>																																										
環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{※1}	<u>廃棄物管理課長</u>																																										
	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線管理課長																																										

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編																							
		記載すべき内容	記載の考え方																						
十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。	(11)放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法【実用炉規則第92条第3項第11号】 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	<p>（放射性液体廃棄物の管理）</p> <p>第42条 廃止措置工事課長は、放射性液体廃棄物の種類、性状に応じた処理処分を行う。また、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>廃棄物管理課長</u>は、表42-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第43条 廃止措置工事課長及び<u>発電指令課長</u>は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表43-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>廃棄物管理課長</u>は、表43-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長及び<u>運転管理課長</u>へ通知する。<u>運転管理課長</u>は、<u>通知の内容を発電指令課長に周知する。</u></p> <p>[以下、略]</p> <p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第44条 <u>廃棄物管理課長</u>及び廃止措置工事課長は、表44に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表44 放出管理用計測器の管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>廃棄物処理系排水モニタ</td> <td>2台</td> <td>廃止措置工事課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*2}</td> <td rowspan="2"><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>液体シンチレーション計数装置</td> <td>1台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>2. a. 放射性気体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>排気口ダストモニタ</td> <td>2台</td> <td>廃止措置工事課長</td> </tr> <tr> <td>2. b. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>波高分析装置^{*1}</td> <td>1台^{*2}</td> <td><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下、略]</p>	分類	計測器種類	数量	所管課長	1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理系排水モニタ	2台	廃止措置工事課長	1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{*2}	2. a. 放射性気体廃棄物放出監視用計測器	排気口ダストモニタ	2台	廃止措置工事課長	2. b. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置 ^{*1}	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>	<p>—</p> <p>・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に関する測定者及び放出管理用計測器のうちホットラボの設備管理者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋からの放射性気体廃棄物の放出管理に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、浜岡原子力発電所の組織改定に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）について定めている。</p>
分類	計測器種類	数量	所管課長																						
1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理系排水モニタ	2台	廃止措置工事課長																						
1. b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>																						
	液体シンチレーション計数装置	1台 ^{*2}																							
2. a. 放射性気体廃棄物放出監視用計測器	排気口ダストモニタ	2台	廃止措置工事課長																						
2. b. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	波高分析装置 ^{*1}	1台 ^{*2}	<u>廃棄物管理課長</u>																						

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編																																													
		記載すべき内容	記載の考え方																																												
十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。	(11)放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法【実用炉規則第92条第3項第11号】 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1)放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びに使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	— (放射線計測器類の管理) 第55条 放射線管理課長、廃棄物管理課長、電気保守課長及び廃止措置工事課長は、表55に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 表55 放射線計測器類の管理	— ・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射線計測器類のうちホットラボの設備管理者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更するとともに、放射線管理のうち、モニタリングポスト等の設備管理の移管に伴い、モニタリングポスト等一部設備の設備管理者を「放射線管理課長」から「電気保守課長」に変更する。 ・上記のとおり、放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約並びに放射線管理のうち、モニタリングポスト等の設備管理の移管に伴い保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びに使用方法（測定及び評価の方法を含む。）について定めている。																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台^{*1}</td> <td><u>電気保守課長</u></td> </tr> <tr> <td>電子式線量計</td> <td>1式^{*1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{*1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>6台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>7台^{*1}</td> <td><u>電気保守課長</u></td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>試料計数装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>1式^{*1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>7台^{*1}</td> <td><u>電気保守課長</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エリア放射線モニタ</td> <td>27台</td> <td>廃止措置工事課長</td> </tr> <tr> <td>19台^{*2*3}</td> <td><u>電気保守課長</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td><u>廃棄物管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{*1}</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{*1}	<u>電気保守課長</u>	電子式線量計	1式 ^{*1}	放射線管理課長	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	放射線管理課長	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	体表面モニタ	7台 ^{*1}	<u>電気保守課長</u>	波高分析装置	1台 ^{*1}	<u>廃棄物管理課長</u>	試料計数装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長	集積線量計	1式 ^{*1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{*1}	<u>電気保守課長</u>	エリア放射線モニタ	27台	廃止措置工事課長	19台 ^{*2*3}	<u>電気保守課長</u>	環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{*1}	<u>廃棄物管理課長</u>	積算線量計測定装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長	
分類	計測器種類	数量	所管課長																																												
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 ^{*1}	<u>電気保守課長</u>																																												
	電子式線量計	1式 ^{*1}	放射線管理課長																																												
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}	放射線管理課長																																												
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 ^{*1}																																													
	体表面モニタ	7台 ^{*1}	<u>電気保守課長</u>																																												
	波高分析装置	1台 ^{*1}	<u>廃棄物管理課長</u>																																												
	試料計数装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長																																												
	集積線量計	1式 ^{*1}																																													
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	7台 ^{*1}	<u>電気保守課長</u>																																												
	エリア放射線モニタ	27台	廃止措置工事課長																																												
		19台 ^{*2*3}	<u>電気保守課長</u>																																												
環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 ^{*1}	<u>廃棄物管理課長</u>																																												
	積算線量計測定装置	1台 ^{*1}	放射線管理課長																																												
		<p>※1：3号炉，4号炉及び5号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量</p> <p>※2：管理区域外測定用の1台を含む。</p> <p>※3：廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋），廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ</p>																																													

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編	
		記載すべき内容	記載の考え方
十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	(13) 放射性廃棄物の廃棄【実用炉規則第92条第3項第13号】	—	—
	<p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第43条 廃止措置工事課長及び発電指令課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表43-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>廃棄物管理課長</u>は、表43-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長及び<u>運転管理課長</u>へ通知する。<u>運転管理課長</u>は、通知の内容を発電指令課長に周知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋からの放射性気体廃棄物の放出管理に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更するとともに、放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射性気体廃棄物に関する測定者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管並びに放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度について定めている。
	<p>2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第42条 廃止措置工事課長は、放射性液体廃棄物の種類、性状に応じた処理処分を行う。また、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>廃棄物管理課長</u>は、表42-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射性液体廃棄物に関する測定者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」へ変更する。 ・上記のとおり、放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度について定めている。
<p>4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第42条 廃止措置工事課長は、放射性液体廃棄物の種類、性状に応じた処理処分を行う。また、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>廃棄物管理課長</u>は、表42-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第43条 廃止措置工事課長及び<u>発電指令課長</u>は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表43-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>廃棄物管理課長</u>は、表43-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長及び<u>運転管理課長</u>へ通知する。<u>運転管理課長</u>は、通知の内容を発電指令課長に周知する。</p> <p>[以下、略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に関する測定者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更するとともに、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋からの放射性気体廃棄物の放出管理に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更する。また、放射性気体廃棄物に関する測定結果の通知先が「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」に変更となることに伴い、「運転管理課長」から「発電指令課長」への周知事項を追加する。 ・上記のとおり、放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約並びに廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することについて定めている。 	

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編	
		記載すべき内容	記載の考え方
十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	(13)放射性廃棄物の廃棄【実用炉規則第92条第3項第13号】	—	—
	5)放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	(放射性固体廃棄物の管理) 第40条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に許容量を超えないよう貯蔵 ^{*1} 又は保管する。 (1) 濃縮廃液は、 <u>発電指令課長</u> が固化装置でドラム缶等の容器に固化し、 <u>廃棄物管理課長</u> が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。 (2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、廃棄物管理課長が使用済燃料貯蔵プールに貯蔵又はサイトバンカに保管する。ただし、封入又はしゃへい等の措置により廃棄物管理課長が貯蔵庫に保管することができる。 (3) 使用済樹脂及びフィルタスラッジは、廃止措置工事課長が貯蔵タンク又は貯蔵槽に貯蔵、若しくは <u>発電指令課長</u> が固化装置でドラム缶等の容器に固化し、 <u>廃棄物管理課長</u> が貯蔵庫に保管する。または、 <u>発電指令課長</u> が可燃性固体廃棄物焼却炉（第2焼却炉）で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、 <u>廃棄物管理課長</u> が貯蔵庫に保管する。 (4) 汚染の除去工事に伴い発生する使用済樹脂等は、廃止措置工事課長が燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク又は燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽に貯蔵、若しくは廃棄物管理課長が雑固体廃棄物保管室又はサイトバンカ等に保管する。 (5) その他の雑固体廃棄物（解体撤去工事及び汚染の除去工事等により第2段階中に発生する放射性固体廃棄物のうち不燃性雑固体廃棄物 ^{*2} （以下「不燃性雑固体廃棄物」という。）を含む。）は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、 <u>廃棄物管理課長</u> が貯蔵庫又は雑固体廃棄物保管室に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。 イ 焼却する場合は、 <u>発電指令課長</u> が可燃性雑固体廃棄物焼却炉（第1焼却炉）又は可燃性固体廃棄物焼却炉（第2焼却炉）で焼却する。 ロ 圧縮減容する場合は、 <u>廃棄物管理課長</u> が減容機で圧縮減容する。 ハ 熔融する場合は、 <u>発電指令課長</u> が雑固体廃棄物熔融炉で熔融する。 [以下、略]	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転業務に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関する放射線安全確保のための措置について定めている。
	6)放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転業務に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制について定めている。
	7)放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、（10）及び（12）における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転業務に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更する。 ・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制について定めている。

関連する実用炉規則	保安規定審査基準（廃止措置）	保安規定第2編	
		記載すべき内容	記載の考え方
二十一 廃止措置の管理に関すること。	(20) 廃止措置の管理【実用炉規則第92条第3項第21号】 <p>廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。</p>	<p>—</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第40条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に許容量を超えないよう貯蔵^{*1}又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、<u>発電指令課長</u>が固化装置でドラム缶等の容器に固化化し、<u>廃棄物管理課長</u>が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、<u>廃棄物管理課長</u>が使用済燃料貯蔵プールに貯蔵又はサイトバンカに保管する。ただし、封入又はしゃへい等の措置により廃棄物管理課長が貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3) 使用済樹脂及びフィルタスラッジは、<u>廃止措置工事課長</u>が貯蔵タンク又は貯蔵槽に貯蔵、若しくは<u>発電指令課長</u>が固化装置でドラム缶等の容器に固化化し、<u>廃棄物管理課長</u>が貯蔵庫に保管する。または、<u>発電指令課長</u>が可燃性固体廃棄物焼却炉（第2焼却炉）で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、<u>廃棄物管理課長</u>が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 汚染の除去工事に伴い発生する使用済樹脂等は、<u>廃止措置工事課長</u>が燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク又は燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽に貯蔵、若しくは<u>廃棄物管理課長</u>が雑固体廃棄物保管室又はサイトバンカ等に保管する。</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物（解体撤去工事及び汚染の除去工事等により第2段階中に発生する放射性固体廃棄物のうち不燃性雑固体廃棄物^{*2}（以下「不燃性雑固体廃棄物」という。）を含む。）は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、<u>廃棄物管理課長</u>が貯蔵庫又は雑固体廃棄物保管室に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、<u>発電指令課長</u>が可燃性雑固体廃棄物焼却炉（第1焼却炉）又は可燃性固体廃棄物焼却炉（第2焼却炉）で焼却する。</p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、<u>廃棄物管理課長</u>が減容機で圧縮減容する。</p> <p>ハ 熔融する場合は、<u>発電指令課長</u>が雑固体廃棄物熔融炉で熔融する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第42条 <u>廃止措置工事課長</u>は、放射性液体廃棄物の種類、性状に応じた処理処分を行う。また、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水路より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>廃棄物管理課長</u>は、表42-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長へ通知する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第43条 <u>廃止措置工事課長</u>及び<u>発電指令課長</u>は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表43-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>廃棄物管理課長</u>は、表43-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を廃止措置工事課長及び<u>運転管理課長</u>へ通知する。<u>運転管理課長</u>は、<u>通知の内容を発電指令課長に周知する。</u></p> <p>[以下、略]</p>	<p>—</p> <p>・放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に関する測定者を「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」に変更するとともに、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の「廃棄物管理課長」から「運転管理課長」又は「発電指令課長」への移管に伴い、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転業務及び廃棄物減容処理装置建屋からの放射性気体廃棄物の放出管理に係る保安活動の行為者を「廃棄物管理課長」から「発電指令課長」に変更する。</p> <p>・上記のとおり、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管並びに放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理に関する業務の集約に伴い、保安活動の行為者を変更するものであり、既認可同様、廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項を記録することについて定めている。</p>